

長崎県合唱連盟 長崎支部規約

2020.4

第一章 総 則

- 第1条 【名称】この支部は、長崎県合唱連盟長崎支部と称し、全日本合唱連盟九州支部を構成する長崎県合唱連盟に所属する。
- 第2条 【事務局】この支部は、事務局を事務局長の勤務先（自宅）、または支部長宅におくこととする。
- 第3条 【構成】この支部は、全日本合唱連盟九州支部傘下の長崎県合唱連盟に所属する少年少女合唱団、中学校、高等学校、大学校、職場、一般の合唱団、及び長崎県合唱連盟長崎支部のみに所属する小学校の合唱団によって構成される。

第二章 目的及び事業

- 第4条 【目的】この支部は、合唱活動を通じて、各団体相互の親睦と合唱活動の普及、向上に寄与し、併せて長崎県における音楽文化活動の浸透と発展に貢献することを目的とする。
- 第5条 【事業】この支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 九州合唱コンクール長崎県予選
 2. 長崎支部主催合唱祭
 3. 合唱講習会、研究会
 4. ヴォーカル・アンサンブル・フェスティバル
 5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第三章 役員及び事務局

- 第6条 【役員】この支部に、次の役員を置く。

| | |
|-------|----------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 2名 |
| 理事 | 11～14名（常任理事5名） |
| 監事 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 若干名 |
| 会計 | 1名 |
| 顧問 | 1名 |

【役員を選任】

- 第7条 支部長は総会で選出する。
- 第8条 副支部長は支部長が選任し、総会の承認を得る。
- 第9条 理事は少年少女合唱団・小学校部門より1ないし2名
中学校部門より1ないし2名
高等学校部門より1ないし2名
大学校部門より1名
職場・一般部門より6名
支部長の推薦する者1名
合計14名とし、各部門の互選による

第10条 監事，会計及び事務局長・事務局次長・事務局員は支部長が委嘱し，総会に承認を得る。

【役員職務】

第11条 支部長は，支部を代表し，その運営を統括する。
副支部長は，支部長を補佐し，支部長に支障がある場合は任務を代行する。
常任理事は，支部長，副支部長と共に将来的展望を持って，支部の事業の計画，事業運営の効率化とその発展を審議し，理事会，総会に提言する。
理事の中から，各事業の事業部長を決定する。
事業部長は，各事業の計画，推進の任にあたる。また，理事は支部の運営を審議し，事業部長，または実行委員として担当する事業の運営にあたる。
監事は各事業，及び会計を監査する。
事務局長，事務局次長，会計，事務局員は実務にあたる。

【役員任期】

第12条 役員任期は2年とし，再任を妨げない。
補欠のため選任された役員任期は，前任者の残任期間とする。

【一般社団法人 全日本合唱連盟正会員の登録】

第13条 総会は，長崎支部長に選ばれたものを，長崎県合唱連盟理事長として一般社団法人全日本合唱連盟の正会員に推薦する。

第四章 会 議

第14条 会議は，総会，常任理事会，理事会，及び各種事業部会とする。

【総会】

第15条 1 総会は，加盟団体の代表者，責任者（部活動顧問，部長，指揮者）をもって構成し，年1度支部長が招集する。但し，支部長が必要と認める場合は，臨時に総会を招集することができる。
2 総会の議長は，総会で選任する。
3 総会に付議する事項は次のとおりとする。
①事業報告，及び計画に関する事。
②予算，決算に関する事。
③役員選任に関する事。
④規約の改定に関する事。
⑤その他，特に重要と見なされ，総会による審議を必要とされるもの。

【常任理事会】

第16条 1 常任理事会は原則として年4回とするが，事業遂行上必要と見なされる場合は随時，支部長が招集することができる。
2 常任理事会の議長は，常任理事の互選による。
3 常任理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。
①総会，理事会に付議すべき事項。
②事業計画，事業遂行に関する事。
③事務局，並びに会計の運用に関する事。
④規約・細則に関する事。
⑤その他，緊急を要し，審議を必要とする重要な事。

【理事会】

- 第17条 1 理事会は原則として4月総会後、その他年2回とするが、事業遂行上必要と見なされる場合は随時、支部長が招集することができる。
- 2 理事会の議長は、理事の互選による。
- 3 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。
- ①総会に付議すべき事項。
 - ②事業遂行に関する事。
 - ③事務局、並びに会計の運用に関する事。
 - ④規約・細則に関する事。
 - ⑤その他、緊急を要し、審議を必要とする重要な事。

【各事業部会】

- 第18条 各事業部会は、事業毎に事業部長と担当理事を中心に構成され、その運営を担当する。

【会議の定数】

- 第19条 1 総会、並びに常任理事会、理事会の成立は、構成員の2分の1の出席が必要である。但し、委任状をもって出席と見なすことができる。
- 2 会議は、出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。但し、本規約の改廃に関しては、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第五章 加 盟（資格・義務）

【加盟申し込み】

- 第20条 1 この連盟に加盟希望の団体は、毎年5月末日までに、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、下記の加盟費、及び全日本合唱連盟機関誌「ハーモニー」の代金を添えて、各支部（長崎、佐世保）に申し込まなければならない。
- 2 登録を完了した団体は、その日より加盟団体の資格と義務を有する。
- ① **全日本合唱連盟九州支部傘下**としての長崎県合唱連盟に加盟する団体（九州合唱コンクール他、長崎県合唱連盟が主催する事業のすべてに参加できる資格を有し、またその運営の義務を負う。）

（加盟費）

- (1) 全日本合唱連盟 3,000円
- (2) 全日本合唱連盟九州支部 3,000円
- (3) 長崎県合唱連盟 4,000円

合計1団体につき 10,000円

（一般社団法人全日本合唱連盟機関誌「ハーモニー」）

加盟する団体の**義務**購読冊数は次のとおりである。

1冊 720円

1年間

| | | |
|---------|----------|-------|
| 小学校・中学校 | 1部以上×4季＝ | 4部以上 |
| 高等学校 | 3部以上×4季＝ | 12部以上 |
| 職場・一般 | 3部以上×4季＝ | 12部以上 |

- ② 長崎県合唱連盟長崎支部のみに加盟する長崎県学校合唱連盟に所属する小学校、及び少年少女合唱団は、九州合唱コンクールを除く長崎県合唱連盟長崎支部が主催するすべての事業に参加できる資格を有し、またその運営の義務を負う。

(加盟費) 長崎県合唱連盟長崎支部 4,000円

【登録】

- 第21条 1 この連盟は、加盟申し込みを受理し、全日本合唱連盟九州支部傘下の長崎県合唱連盟に加盟した団体については、全日本合唱連盟九州支部を通じて、全日本合唱連盟への登録をその年度の6月10日までに完了しなければならない。
- 2 登録を完了した団体は、その日より全日本合唱連盟の加盟団体としての資格と義務を有する。

第六章 会 計

- 第22条 経費は、連盟会費・賛助会費・事業収益・補助金・寄付金・その他の収入をもって支弁する。
- 第23条 会計は、支部長が委嘱し理事会の承認を得る。
- 第24条 会計は事務局に置く。
- 第25条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 補 則

- 第26条 九州合唱コンクール長崎県予選、合唱祭、ヴォーカル・アンサンブル・フェスティバル、合唱講習会、各種研究会等の要項は、事業毎に決められる。それぞれの参加費は要項に依る。
- 第27条 この規定の施行について必要がある場合は、総会の議決を経て別途細則を定めることができる。

1. 付 則

この規約は昭和41年5月1日から施行する。

| | |
|----|---------------|
| 改正 | 昭和51年8月1日から施行 |
| 改正 | 平成5年4月1日 |
| 改正 | 平成7年4月1日 |
| 改正 | 平成12年4月1日 |
| 改正 | 平成14年4月1日 |
| 改正 | 平成24年4月1日 |
| 改正 | 平成25年4月1日 |
| 改正 | 平成26年4月1日 |
| 改正 | 平成27年4月1日 |
| 改正 | 平成30年4月1日 |
| 改正 | 平成31年4月1日 |
| 改正 | 令和2年4月1日 |

長崎県合唱連盟長崎支部会計細則

県合唱連盟にかかわる業務については、無償による活動を原則とするが、交通費・宿泊費を必要とする場合は次のとおり支給する。

- 1 常任理事会は年4回、理事会は年2回の予算を組み、各事業予算の中で執行する。

| 項 目 | 交 通 費 | 食費（弁当代等） | 備 考 |
|-------|--------|----------|------------|
| 会 議 | 1,000円 | 500円 | 常任理事会・理事会等 |
| 事 業 | | 600円 | 各事業部会・行事当日 |
| 4時間以内 | 1,000円 | | |
| 8時間以内 | 2,000円 | | |
| 8時間以上 | 3,000円 | | |

- 2 交通費は原則として実費とするが、理事長が事務処理上必要と認めた場合は、一定の範囲でその額を示し、支給することができる。
(例：長崎市周辺については1,000円とし、これをこえる場合は実費とする等)
- 3 交通費はJR・航空機・船・バス・車の場合を含む。
- 4 交通費については原則として、各合唱団の所在地を基準とする。
- 5 日当は1日3,000円（移動日を含まない）
- 6 宿泊費は一人10,000円
- 7 役員手当（1年間）160,000円

| | |
|-----------|---------|
| 支 部 長 | 30,000円 |
| 副 支 部 長 | 10,000円 |
| 事 務 局 長 | 40,000円 |
| 会 計 | 30,000円 |
| 事 務 局 次 長 | 10,000円 |
| 事務局員（若干名） | 20,000円 |

改正 1997. 4. 4
 改正 2001. 3. 16
 改正 2012. 4. 21
 改正 2018. 4. 21
 改正 2019. 4. 1
 改正 2020. 4. 1